（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第八十条　［略］

2　前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3　［略］

4　前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第八十一条・第八十二条　［略］

（定期自主検査を行う製造施設等）

第八十三条　［略］

2　法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第八十条　［略］

2　前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3　［略］

4　前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第八十一条・第八十二条　［略］

（定期自主検査を行う製造施設等）

第八十三条　［略］

2　法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設（告示で定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3　法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4・5　［略］

様式第38（第79条、第80条関係）

［略］

備考　1～4　［略］

5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1)　申請者が認定完成検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2)　第79条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3)　その他必要な事項

6　［略］

3　法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。

4・5　［略］

様式第38（第79条、第80条関係）

［略］

備考　1～4　［略］

5　備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

［新設］

［新設］

6　［略］